

質問第八号

日本の適正人口に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年一月三十日

齊藤健一郎

参議院議長 尾辻秀久 殿

日本の適正人口に関する質問主意書

令和五年十一月十五日に提出した「日本の適正人口に関する質問主意書」（第二百十二回国会質問第四八号）に対する答弁書（内閣参質二二二第四八号）では、厚生労働省が人口政策に関する事務を所掌しており、令和五年十一月九日の参議院総務委員会における答弁は、答弁を求められた事項が鈴木総務大臣の所掌外であったところ、一般論を述べたものである旨の答弁がなされ、適正人口について回答が得られなかった。

以上を踏まえて、以下質問する。

適正と思われる人口は、何名の水準で、どのように人口の安定化を目指すのか、政府の具体策を示された
い。

右質問する。